

News Release

平成 27 年 10 月 13 日
N I T E (ナイト)
独立行政法人製品評価技術基盤機構

化学物質総合情報提供システム (C H R I P) の データを更新します

N I T E (ナイト) [独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長：辰巳 敬、本所：東京都渋谷区西原] は、平成 27 年 10 月 13 日 (火) に、化学物質に関する国内外の法規制、有害性やリスク評価等に関する情報を提供しているデータベース「化学物質総合情報提供システム (C H R I P) ¹」(通称：クリップ) のデータを更新します。

今回の更新により、平成 28 年 6 月 1 日から施行される労働安全衛生法の「名称等を表示すべき危険物及び有害物」及び「名称等を通知すべき危険物及び有害物」に関する情報 ² も C H R I P から閲覧することが可能となります。

1. 主な更新内容は以下のとおりです。

● 公示等による対象物質の追加等

労働安全衛生法

- ・平成 27 年 6 月 26 日に公示された名称公表化学物質 219 物質を収載しました。
- ・平成 28 年 6 月 1 日から施行される「名称等を表示すべき危険物及び有害物及び「名称等を通知すべき危険物及び有害物」の各対象物質について、情報を追加しました。

日本産業衛生学会 許容濃度等の勧告

平成 27 年 7 月発行の産業衛生学雑誌第 57 巻第 4 号に掲載された、許容濃度等の勧告 (2015 年度) の許容濃度および発がん性分類 ³ を反映し、14 件追加、16 件修正しました。

韓国：化学物質の登録及び評価等に関する法律 / 化学物質管理法

平成 27 年 7 月 1 日に公示された 510 物質の登録対象既存化学物質を収載しました。

2. 更新内容の詳細は以下をご覧ください。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/osirase.html>

お問い合わせ先

独立行政法人製品評価技術基盤機構

化学物質管理センター所長 木井 保夫

担当：情報業務課 木幡、小原

電話：03 - 3481 - 1999

FAX：03 - 3481 - 2900

1 「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）」とは

NITE 化学物質管理センターが提供しているデータベースシステムで、国内外の法律による規制対象物質延べ約 22 万物質について、規制や有害性情報などの情報を掲載しています。化学物質の番号や名称、構造式などから化学物質の検索が可能のほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、労働安全衛生法などの各法律等に規制対象物質を一覧表示することもできます。また、国内外の有害性情報等へのリンクもあります。CHRIP は以下のサイトからどなたでも無料で利用することができます。

<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

2 労働安全衛生法の「名称等を表示すべき危険物及び有害物」及び「名称等を通知すべき危険物及び有害物」は、平成 27 年 6 月 10 日に公布された「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 250 号）」及び 6 月 23 日に公布された「労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 115 号）」により、対象物の追加、固形物の適用除外の創設、裾切り値（CHRIP では“対象となる範囲（重量%）”）の見直しなどの改定が行われ、平成 28 年 6 月 1 日から施行されます。

3 許容濃度および発がん性分類は、日本産業衛生学会が職場における有害物質による労働者の健康障害を予防する手引きに用いることを目的とし、産業衛生学会雑誌の「許容濃度等の勧告」に公表したものです。